

付録第六（第九条第一項、第四十五条第三項関係）

$$\frac{D}{P} \times \frac{A}{P} = (W + 1) \times R + 1$$

Wは、当該勝馬に対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Dは、出走した馬であつて勝馬以外のものに対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Pは、勝馬の数とする。

Rは、法第八条第一項（法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により競馬会、都道府県又は指定市町村が定める率とする。

Aは、法第九条第一項又は第三項（これらの規定を法第二十条において準用する場合を含む。）の加算金とする。